

平成 27 年度 第 1 回 総合教育会議 次第

日時：平成 27 年 5 月 14 日(木) 11:00～12:00

場所：庁 議 室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営

- (1) 浜松市総合教育会議設置要綱(案)について
- (2) 総合教育会議で協議・調整する事項(案)について
- (3) 浜松市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について
- (4) 平成 27 年度会議スケジュール(案)について

4 意見交換

5 閉会

— 配付資料一覧 —

資料 1	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)
資料 2	浜松市総合教育会議設置要綱(案)
資料 3	総合教育会議で協議・調整する事項(案)について
資料 4	大綱策定方針(案)
資料 5	平成 27 年度会議スケジュール(案)
【参考】	文部科学省作成リーフレット「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)

総合教育会議について

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

大綱について

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

浜松市総合教育会議設置要綱(案)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 の規定に基づき、総合教育会議(以下「会議」という。)を設置するため、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は次に掲げる事項について協議する。

(1) 大綱の策定に関すること

(2) 次の各号に掲げる事項

ア 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

イ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(3) この他、市長及び教育委員会が特に必要と認めるもの

(4) 前 3 号に関する次条に掲げる構成員の事務の調整

(構成員)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第 5 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(公開)

第 6 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 7 条 市長は、会議終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(結果の尊重)

第 8 条 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 9 条 会議の事務局を浜松市企画調整部企画課に置く。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。

総合教育会議で協議・調整する事項(案)

平成 26 年 7 月 17 日 文部科学省通知による

- 1 大綱の策定に関する協議
- 2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- 3 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びにこれらに関する構成員の事務の調整

具体例

- 長と教育委員会が調整することが必要な事項
 - ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など
- 長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
 - ・幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育、保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など
- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合
 - ・いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- 児童、生徒等の生命又は身体のプロテクトに類するような緊急事態
 - ・災害の発生、犯罪の多発など

※「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味する。

※教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、地方公共団体の長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられる。

浜松市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定方針(案)

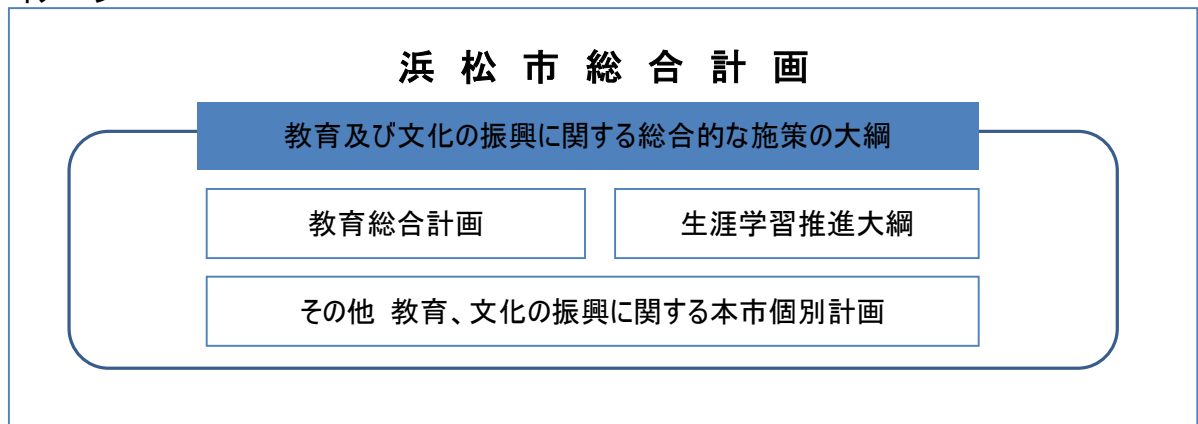
1 大綱の定義

大綱は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を斟酌しながら、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

2 大綱の位置付け

浜松市総合計画や既存の個別計画で定める教育、文化の振興に関する本市の理念を大綱に盛り込み、既存の個別計画によって具体的な施策、取組の進捗管理を行う。

イメージ



3 期間

浜松市総合計画の計画期間と合わせ、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。

4 大綱の構成案

第 1 章 大綱の位置付け、期間等

第 2 章 基本理念

平成 27 年度 総合教育会議スケジュール(案)

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
	5/14 第 1 回 会議			● 第 2 回 会議		● 第 3 回 会議		
				中間 報告		大綱案		